

日本セラミックス協会セラミックス貢献賞規程

2026年2月27日改訂 理事会承認

(総則)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本セラミックス協会（以下「本会」という。）が細則別表.6 に定める日本セラミックス協会セラミックス貢献賞（以下「貢献賞」という。）について必要な事項を定める

(表彰の目的・種類)

第 2 条 貢献賞は、セラミックスに関連する業務に従事し、当該分野の進歩発達に優れた功績のあった者に対し、その貢献を称えることを目的とする。貢献賞には次の部門を設ける。

1. 貢献賞 技能部門
2. 貢献賞 技術・研究部門

(貢献賞 技能部門)

第 3 条 貢献賞 技能部門受賞候補者の資格は、特別会員が推薦する個人であって、セラミックスに関連する製造現場及び研究開発、試験・分析現場において技能業務に従事し、成績優秀でその技能抜群の者で、次に掲げる従事期間と年齢を基準とする。

- (1) 従事期間通算20年以上。
- (2) 年齢満40歳以上。

(貢献賞 技術・研究部門)

第 4 条 貢献賞 技術・研究部門受賞候補者の資格は、特別会員が推薦する個人であって、セラミックスに関連する技術開発部門及び製造部門において、技術・研究業務に従事し、当該分野の進歩発達に優れた功績のあった者で、次に掲げる従事期間と年齢を基準とする。

- (1) 従事期間通算10年以上。
- (2) 年齢満40歳以上。

(会員歴、年齢の算定期日)

第 5 条 第 3 条～第 4 条に規定されている会員歴及び年齢の算定期日は、いずれも受賞の年の4月1日現在とする。

- 2 会員歴の算定は、継続した会員歴を原則とする。ただし、事務処理内規第 13 条に準じ「復会」となった場合は中断前の会員歴を加算して算定することができる。
- 3 職歴は通算した年数とする。

(表彰の件数)

第 6 条 表彰の件数は、2 部門の合計で 60 名程度とする。

(受賞候補者の推薦)

第7条 受賞候補者を推薦する有資格者及びその推薦し得る数は、次のとおりとする。

1. 貢献賞 技能部門及び技術・研究部門、受賞候補者の推薦

会長は、毎年4月上旬に特別会員代表者（協会への会員登録上の代表者）に対し、文書により受賞候補者の推薦を依頼する。また支部長は支部所属の特別会員に対し、推薦を勧奨することができる。

- ① 推薦可能な数は、特別会員1級は2名、その他の特別会員は1名とする（同一会社の複数の事業所が特別会員である場合は、それぞれに、級数に応じた数の推薦権を認める）。被推薦者は特別会員在籍者に限らない。
- ② 特別会員が候補者の推薦時に推薦可能な数のなかで「貢献賞 技能部門」か「貢献賞 技術・研究部門」かの部門の区別を選択して推薦書に明記する。
- ③ 団体特別会員の場合、当該団体に所属する会員企業（ただし当協会特別会員企業を除く）の在籍者も団体特別会員の推薦権を認める。
- ④ 推薦は、所定の様式をもって行う。

（選考委員会）

第8条 受賞候補者選考のため、貢献賞選考委員会を置く。委員会の構成は、委員長1人、委員7人以上10人以内の計11人以内とし、委員は、つとめてセラミックス各分野の有識者を含ませるものとする。

- 2 委員長の任期は、1年とし、毎年理事会の議決を得て会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、理事会の議決を得て会長が委嘱する。
- 4 委員に欠員が生じた場合は、直ちにこれを補充するものとし、補充された委員の任期は、前任者の任期を引継ぐものとする。
- 5 委員長、委員の再任は妨げない。ただし、原則として6年間継続した場合は、少なくとも次の2年間は再任できない。
- 6 委員会は、委員長の招集により対面会議または書面・電磁的方法で開催する。
- 7 委員会は、議決権を有する委員の出席数および書面・電磁的方法による議決権の行使数の合計が委員の過半数となった場合に成立する。議事は、議決権行使数の過半数の賛成をもって決議する。
- 8 受賞候補者の選考は、委員による書面審査を経て委員会で決議する。

（選考結果の会長への報告）

第9条 委員長は、受賞候補者の選考結果を、選考理由書を付し、会長に報告するものとする。

（決定）

第10条 会長は、前条の答申に基づき理事会に諮り受賞者を決定する。

（表彰）

第11条 表彰は、本会の創立を記念して10月中に行うものとする。賞の授与は、賞状及び副賞、もしくは表彰盾のいずれかとする。

(規程の変更)

第12条 この規程を変更する場合は、表彰委員会の議を経て、理事会の承認を得て行うものとする。

(改訂の経緯)

2017年11月28日制定 理事会承認(セラミックス賞の名称を日本セラミックス協会セラミックス
貢献賞に変更し、第2条(表彰の目的・種類)で旧セラミックス賞を(技能)、(技術・研究)
を新設、旧功績賞を(教育・試験)の3部門とした)

2018年1月18日 第3条、4条、5条被推薦者の資格について補足追記

2018年3月5日 第6条第2項変更 理事会承認

2019年3月1日 第8条第3項の削除および第9条第5項の追加 理事会承認

2022年11月29日 教育部門の推薦者資格、技能部門、技術・研究部門の推薦者要件を見直し 理
事会承認

2024年11月28日 第9条第3項、第5項委員の任期や再任の規程の見直し、第6項、第7項、第
8項で書面・電子的方法による決議ができるように改訂 理事会承認

2026年2月27日 教育・試験部門を功労賞に移管することに伴い、第2条第3項、第5条、第6
条第3項、第7条第2項削除に伴う改訂、第6条貢献賞全体の表彰件数のみの規程に改訂、第
11条表彰盾の授与も可能とするように改訂、その他第2、3、4条の表現の見直し、理事会承認